

第 1 章 序論

1-1 本研究の背景

環境省「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成17年度実績）」¹⁾によると、平成17年度における産業廃棄物の総排出量は約4億2,200万トンであり、中間処理・直接再生利用が行われ、最終的には約2,400万トンが最終処分されている。また、最終処分場の残余容量は18,625万m³、残余年数は全国では7.7年であるが、首都圏では3.4年となっており、産業廃棄物における最終処分場は依然として厳しい状況にある。

しかし、最終処分場の建設には防災対策や環境対策に巨額な投資が必要であり、民間事業者にとっては、資金調達や技術能力の面から見ても、それと健全な事業経営を両立させることは、極めて難しくなっている。現実には、民間事業者の一部には不安定な経営がもとで、廃棄物の不適正処理が行われるケースも多くあり、このことが、住民の廃棄物処理施設に対する不安や不信感の増大につながっている²⁾。

そのため、平成3年10月の「廃棄物処理センター制度」の導入以降、都道府県・市町村が最終処分場の建設や管理・運営に積極的に関与する、公共関与による産業廃棄物最終処分場の立地の動きが見られるようになった。

これまで産業廃棄物最終処分場の現状についての研究^{3) 4)}は数多くされてきた。しかし、公共関与による産業廃棄物最終処分場については、ある特定の組織についての研究・情報^{5) 6)}はみられるが、現在稼働中の施設の全国的な現状は明らかではない。

一方、公共関与による産業廃棄物最終処分場では、処分場の安全性やその運営に万全を期すため、管理者である都道府県・市町村と建設予定地の地元自治会等との間で環境保全等に係わる協定の締結を行うこともある。地域住民にとって、処分場がより安心・安全な施設となるためには、このような協定等に双方の合意事項が明確に定められ、かつ、それが確実に履行される体制を整えることが重要であると考えられる。

しかし、過去にこの「協定書等の合意事項」と「それらが履行される体制」という2点に着目し、全国の公共関与による産業廃棄物最終処分場を対象に調査した研究は見られない^{7) 8)}。

1-2 本研究の目的

そこで本研究では、以下の3点を目的とする。

- ① 公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設経緯と現状の把握
- ② 各事例の処分場建設にあたっての協定書等の合意事項の内容の明確化
- ③ 各事例の実施監視体制の実態の把握

1-3 本研究の意義

本研究の意義は、目的①～③を達成することにより、今後公共関与による産業廃棄物最終処分場を検討する都道府県、市町村にとって、その際の指針となる有益な知見が得られ

ることである。

1-4 本研究の構成

第1章は、本研究の背景、目的、意義、方法、構成、用語の序論。

第2章は、産業廃棄物処理事業における公共関与の概要。

第3章は、公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設経緯と現状の把握を行う(目的①)。

第4章は、各事例の処分場建設にあたっての環境保全等に係わる協定の締結の有無や、合意事項の内容の把握を行う(目的②)。

第5章は、各事例の実施監視体制の実態の把握を行う(目的③)。

第6章は、本研究の結論・まとめを行う。

1-5 研究方法

研究の目的を次の方法で達成する。

①対象地域の選定

インターネット調査により入手した、岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の資料「公共関与による産業廃棄物処理事業の主な状況⁹⁾」と長野県ホームページの資料37「産業廃棄物処理事業に対する公共関与について¹⁰⁾」という2つのデータを基に、全国の事例を整理し、対象選定を行う。

②予備ヒアリング調査

アンケート票の内容を決めるため、予備調査として、調査対象の中の1つの処分場に対し、ヒアリング調査を行う。

③アンケート調査

②の結果を参考に、アンケートを考案し、対象施設に対し、アンケート調査を実施する。

④データ分析・考察、追加調査

③で得たデータを基に、分析・考察を行う。さらに、特徴的な事例に関してはヒアリング調査を行う。

1-6 本研究の用語

■公共関与

「公共関与」とは、産業廃棄物処理施設において、県や市町村が関与して、処分場の整備・管理運営に責任を持ち、設置を検討することである。

■廃棄物処理センター制度

「廃棄物処理センター制度」とは、廃棄物処理法で認められた制度で、廃棄物処理のために設立された公益法人などを国が「廃棄物処理センター」として指定できるものであり、廃棄物の適正処理の推進、広域的な処理実現を目的としている¹¹⁾。

■協定書等

「協定書等」とは、施設建設に当たって建設予定地の地元自治体等と締結された、環境保全や施設管理の安全に係わる協定の合意事項が記された文章である。

■実施監視体制

「実施監視体制」とは、施設建設にあたって締結された協定に定められた合意事項が正しく履行されているか、監視および確認する体制である。

<参考文献>

- 1)[PDF] 環境省：廃棄物処理に関する統計・状況 産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成17年度実績）
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kyoninka/kyoninka_h17.pdf>, 2008-12-04
- 2) 財団法人 山梨県環境整備事業団：公共関与による処分場の整備
<http://www.yksj.or.jp/modules/tinyd_others3/index.php?id=1>, 2009-9-8
- 3) 樋口壯太郎：これからの最終処分場のあり方（特集 これからの最終処分場—現状・最新動向から跡地利用まで）, 月刊廃棄物, 32(11), pp10-16 (2006)
- 4) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課：廃棄物の最終処分場の現状と問題点及び対策（特集 廃棄物の動向と問題点を探る(1), 産業と環境, 27(9), pp32-36 (1998)
- 5) 埼玉県環境防災部資源循環推進課：公共関与による「彩の国資源循環工場」の整備, いんだすと, 20(4), pp2-6 (2005)
- 6) 公共関与による産業廃棄物処理事業と地域社会の対応-岩手県江刺市の事例から-, 政策科学, 9(1), pp85-94 (2001)
- 7) 瀬尾潔 古市徹：公共関与型産業廃棄物処理施設の計画における合意形成の課題, 廃棄物学会研究発表会講演論文集, 7(1), pp4-6 (1996)
- 8) 宮田真幸：産業廃棄物処理施設立地における公共関与のあり方に関する研究, 環境情報科学 別冊 環境情報科学論文集, (18), pp553-554 (2004)
- 9) [PDF]ぎふポータル 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会：第1回委員会（平成18年8月11日開催）配布資料 3-6（公共関与による産業廃棄物処理事業の主な例）
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/iinkai/iinkai_siryo1/siryo3-6-2.pdf>, 2008-10
- 10) [PDF]長野県 HP：資料 37 廃棄物処理事業に対する公共関与について
<<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/haiki/keikaku2/sp4data37.pdf#search='廃棄物処理事業に対する公共関与について'>>, 2009-11
- 11) exBuzzwords～実務家のための専門知識・情報サイト：キーワード 廃棄物処理センター制度
<http://www.exbuzzwords.com/static/keyword_3796.html>2009-12

